

芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、芦屋市立保育所（以下「保育所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、<u>法第24条第1項に規定する乳児、幼児その他の児童（以下「児童」という。）</u>を保育して、その健全な育成を図るために保育所を設置する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 保育所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(保育の実施)</p> <p>第4条 保育の実施は、<u>児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第1条各号に掲げる事由により保育を必要とする場合又は児童が法第24条第5項若しくは第6項の規定により保育所への入所の措置を受けた場合に行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、芦屋市立保育所（以下「保育所」という。）の設置および管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 児童福祉法（以下「法」という。）第39条に基づき、<u>法第24条に規定する乳児、幼児又は児童を保育して、その健全な育成を図るために保育所を設置する。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 保育所は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(保育の実施)</p> <p>第4条 保育の実施に<u>関し必要な事項は、法第24条第1項の規定に基づき、別に条例で定める。</u></p> <p><u>(入所者の制限)</u></p>

改正案	現 行
<p>第5条 <u>削除</u></p> <p>(保育実施の解除)</p> <p>第7条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>児童の保護者のいずれもが施行規則第1条各号に掲げる事由に該当しなくなつたとき。</u></p> <p>(2) <u>入所している児童が伝染性の疾病に罹患しているとき。</u></p> <p>(3) <u>児童の保護者が偽りその他不正の手段により入所の承諾を受けていたことが判明したとき。</u></p> <p>(4) <u>その他保育の実施に支障があると市長が認めたとき。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、保育所の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第5条 <u>児童が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を承諾しないことがある。</u></p> <p>(1) <u>運動に特に支障のある傷病者</u></p> <p>(2) <u>伝染性疾患を有する者</u></p> <p>(3) <u>身体虚弱者であつて保育に堪えないもの</u></p> <p>(4) <u>その他市長において不相当と認めた者</u></p> <p>(保育実施の解除)</p> <p>第7条 <u>入所の承諾を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>第5条の各号のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>(2) <u>その他市長において必要があると認めたとき。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、保育所の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

児童福祉法新旧対照表（平成27年4月1日施行）

（下線部分は、改正部分）

改正後	改正前
<p>第24条 市町村は、<u>この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</u></p> <p>2～7 （省略）</p>	<p>第24条 市町村は、<u>保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。</u></p> <p>2～5 （省略）</p>